

* 障害者控除対象者認定書の交付をご希望の方へ *

★障害者控除対象者認定書について★

障害者手帳等の交付を受けていない方でも、障害者に準ずるものとして福祉事務所長が認定をした場合は、「障害者控除対象者認定書」を交付します。この認定書を確定申告や住民税申告の際にご提出いただくと、所得税や住民税の控除を受けることができます。

【控除額】

| 認定区分 | 所得税 | 特別区民税 |
|-------|------|-------|
| 障害者 | 27万円 | 26万円 |
| 特別障害者 | 40万円 | 30万円 |

【障害者控除の対象となる方】

障害者控除対象者認定基準日（12月31日）において、次の要件をすべて満たす方

- (1) 墨田区に住所がある65歳以上の方
- (2) 介護保険の要介護認定結果情報による身体状況等が、下記の認定基準に該当している方

<認定基準>

| | |
|-------|--|
| 障害者 | 「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡa以上で、介護度が要支援1以上 ⇒ 知的障害者（軽度・中度）に準ずる |
| | 「障害高齢者の日常生活自立度」がA以上で、介護度が要支援1以上 ⇒ 身体障害者（3級～6級）に準ずる |
| 特別障害者 | 「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢa以上で、介護度が要介護3以上 ⇒ 知的障害者（重度）に準ずる |
| | 「障害高齢者の日常生活自立度」がB以上で、介護度が要介護3以上 ⇒ 身体障害者（1級、2級）に準ずる |
| | 要介護認定結果情報において、以下の項目にすべて該当すること ①起き上がり…「できない」、②歩行…「できない」、③洗身…「全介助」又は「行っていない」、④食事摂取…「一部介助」又は「全介助」、⑤排尿…「全介助」、⑥排便…「全介助」 ⇒ ねたきり高齢者 |

【申請方法】 **まずは、お電話をください！ ☎03-5608-6168**

認定書の交付を希望される方は、控除の対象となるかを事前にお問い合わせください。

対象となった方には申請書をお送りします。申請は原則、郵送受付です。

申請書の提出から交付まで概ね2週間程度かかります。

※過去の認定書又はお亡くなりになった場合は、随時、ご連絡ください。

<問い合わせ先> 墨田区高齢者福祉課 支援係 電話：03-5608-6168